

## 先渡し取引確認書（バージ蔵取りベース）

- 第1条 契約日 :  
第2条 契約番号 :  
第3条 売主 :  
第4条 買主 :  
第5条 商品 :  
第6条 品質 : ①本契約第5条の商品に適合する品質は日本工業規格（JIS規格）に適合するものとする。  
また、品質については出荷地にて保証されたものとする。  
②買主が製品の品質に関しクレームをした場合は、売主は買主の申し入れに対し誠意をもって原因等を調査し、両者協力してこれを解決するものとする。
- 第7条 契約数量 : KL +/- 5 %  
(買主の都合により契約数量の +/- 5%の範囲内で受取る事が出来る)
- 第8条 契約単価 : ¥ / KL  
(但し消費税相当分は別途請求するものとする)  
(第5条の商品がガソリンの場合はガソリン税を含む)  
(第5条の商品が課税軽油の場合は軽油引取税を含まない。但し、軽油引取税は別途請求するものとする)
- 第9条 受渡方法 : 石油タンカー船による蔵取り
- 第10条 受渡場所 : 日本国内の製油所あるいは油槽所とする。
- 第11条 受渡期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 第12条 分割受渡 : 買主は本契約第11条に記載された受渡期間内において契約数量を数回に分割して商品を受取ることが出来る。  
但し、受取りの数量単位は10KLとする。
- 第13条 数量確定 : 数量確定は出荷施設における流量計表示数量とする。
- 第14条 オーダー手順 :
- ①買主は、出荷地に入港可能な石油タンカー船を手配しなければならない。
  - ②買主は、受渡希望日の3営業日前（受渡希望日は除く）午前中までに、売主に以下の項目を連絡しなければならない。
    - a) 成約番号
    - b) 受渡希望日
    - c) 受渡商品
    - d) 受渡数量
    - e) 取扱い船会社名
    - f) その他売主が必要とする項目
  - ③売主は、前項の連絡を受け取った日の翌営業日午前中までに、買主に受渡手配が可能か否かを連絡しなければならない。手配が出来ない場合は、双方協議の上、代替受渡日等の設定をしなければならない。
  - ④受渡日の前営業日午前中までに、買主は船名、入港時間等を売主に連絡しなければならない。

第15条 営業日ならびに営業時間 :

前条における「営業日」とは、国民の祝祭日、1月2～3日並びに12月29～31日を除く月曜日～金曜日とする。

また、オーダー手順における連絡を行える有効な営業時間は午前9時～午後5時とする(但し、正午～午後1時の間は除く)。

第16条 支払方法: ①買主は、契約日から3営業日以内(契約成立日を含む)に売主が指定する銀行口座に契約数量に¥5,000/KLを乗じた金額を受渡保証金として送金しなければならない。

②買主は、受渡期間の前月25日までに商品代(契約数量に契約単価を乗じた金額、消費税相当額、並びに軽油引取税が必要な場合は軽油引取税も加えた総額)から本条①項の受渡保証金を差引いた金額を売主が指定する銀行口座に支払わなければならない(当日が銀行定休日の場合は翌営業日までとする)。

第17条 契約の遵守:

①売主並びに買主は、商品並びに金銭の授受に関して、滞りの無いよう本契約を遵守しなければならない。

②買主が前条②項の支払を行わなかった場合は、買主が商品を引取る義務を遂行できないものと見做し、売主は本契約を一方的に解約する事が出来る。この場合、前条①項で買主が売主に支払った受渡保証金を本契約の解約違約金として売主は受取ることとし、買主に返却する義務はないものとする。

③売主が契約を履行せず、商品の受渡を行わなかった場合は、売主は買主が既に支払った金額の総額に加えて、不履行の数量分について契約単価とマーケット価格との格差を買主に支払わなければならない。さらに、売主は違約金として不履行の数量に¥5,000/KLを乗じた金額を買主に支払わなければならない。

第18条 所有権の移転及び危険負担:

①商品の所有権については、出荷施設の先端フランジを通過した時点をもって売主から買主に移転する。

②商品に係る危険負担は、前項による商品の所有権の移転時期をもって区分し、移転前は売主が、移転後は買主が負担する。

第19条 不可抗力免責:

天変地異、法令の制定改廃、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、売主及び買主はその責に任じない。但し、不可抗力を主張する当事者は相手方に対し速やかにその詳細を通知しなければならない。

第20条 協議及び管轄裁判所:

売主と買主間で疑義が生じた場合、両者で誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、訴訟の管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

本契約の内容に相違ないことを確認し、売主・買主はそれぞれ記名捺印の上、保管するものとする。

売主：

買主：